

## 議 事 録

- 1 会議の名称 令和5年度第1回水戸市都市再生協議会
- 2 開催日時 令和5年12月19日(火) 午前10時00分から午前11時00分まで
- 3 開催場所 水戸市役所4階 中会議室1・2
- 4 出席した者の氏名
  - (1) 委員 青山学院大学経済学部現代経済デザイン学科 教授 田中耕市  
(一社)茨城県ハイヤー・タクシー協会 理事 中本邦彦(代理出席)  
(公社)茨城県宅地建物取引業協会 副会長兼水戸支部長 車孝則  
水戸農業協同組合 代表理事専務 園部優  
茨城県介護支援専門員協会水戸地区会 会長 伊藤正  
水戸市医師会 事務局長 谷津好行(代理出席)  
水戸市障害者(児)福祉団体連合会 会長 兼清紀郎  
水戸市住みよいまちづくり推進協議会 会長 堀井武重  
公募市民 坪真毅  
公募市民 羽石英司  
国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所  
地域防災調整官 小原弘志  
水戸市市長公室交通政策課 課長 川上悟  
水戸市市民協働部防災・危機管理課 参事兼課長 鬼澤英一  
水戸市福祉部福祉総務課 課長 櫻井学  
水戸市建設部建設計画課 技監兼課長 上田航
  - (2) 事務局 都市計画部都市計画課  
課長 平澤俊之, 課長補佐 雲藤尊範, 係長 森山武久  
主幹 矢吹友鏡, 技師 関根匠
- 5 会議次第
  - (1) 開会
  - (2) 挨拶
  - (3) 委員紹介
  - (4) 議事
    - ・役員の選任について
    - ・水戸市立地適正化計画(第2次)の策定について
  - (5) 閉会

## 6 会議資料

- ・資料1 立地適正化計画とは
- ・資料2 水戸市立地適正化計画（第2次）策定基本方針
- ・資料3 防災指針とは
- ・資料4 本市における災害

## 7 内容

### (1)開会

#### 事務局

本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから、令和5年度第1回水戸市都市再生協議会を開催させていただきます。

私は、本日司会を務めさせていただきます\_\_\_\_と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、都市計画課長の平澤より、委員の皆様にご挨拶申し上げます。

#### 都市計画課長

水戸市都市計画課の平澤と申します。日頃より、本市の都市計画行政をはじめ、様々な行政活動に御支援・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、この度は、水戸市都市再生協議会の委員をお引き受けくださり、誠にありがとうございます。

さて、水戸市では、都市機能の集積や居住の誘導、公共交通ネットワークの形成等を図り、持続可能なコンパクトなまちを構築するため、平成29年3月に水戸市立地適正化計画を策定し、これまで、計画に基づく施策を進めてきたところでございますが、今年度をもって計画期間が満了となります。このため、現在、策定が進む水戸市第7次総合計画の内容等を踏まえまして、新たに第2次計画を策定することといたしました。

第2次計画の策定にあたりましては、現計画の評価・分析の結果を踏まえ、必要な見直しを行うとともに、近年の自然災害の頻発・激甚化を受け、令和2年に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画に新たに定めることとなりました防災指針についても位置付けをしております。

新たな計画の策定に向け、本日が初めての協議会となりますが、本協議会での議論を通して、内容の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、活発な御議論のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 事務局

次に、配布資料の確認をさせていただきます。本日の配布資料は、全部で9種類となります。

一つ目は【次第】、次に【水戸市都市再生協議会委員名簿】、次に【水戸市都市再生協議会規約】、次に【資料1 立地適正化計画とは】、次に【資料2 水戸市立地適正化計画（第2次）策定基本方針】、次に【資料3 防災指針とは】、次に【資料4 本市における災害】、最後に現行の水戸市立地適正化計画とその概要版の冊子となります。

お手元に不足等がございましたら、挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

配布資料については、よろしいでしょうか。

続きまして、資料の「委員名簿」を御覧ください。本日が委員の皆様にお集まりいただき、初めての会議となりますことから、名簿順に事務局から皆様を御紹介させていただきます。

(委員紹介)

以上の 20 名が委員となります。なお、本日 15 名の御出席をいただいておりますが、委員の半数を超えておりますので、協議会の規約第 5 条第 2 項の規定により、本会議は成立しております。

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局紹介)

それでは、議事に入る前に、今回の会議録の署名委員を指名させていただきます。\_\_\_\_委員と\_\_\_\_委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

(\_\_\_\_委員・\_\_\_\_委員 承諾)

次に、議事第 1 号の「役員の選任について」御審議いただきます。協議会規約の第 4 条第 1 項の規定により、協議会には委員の互選により会長及び副会長を置くこととなります。これらの役員の選任については、いかがいたしましょうか。

(「事務局案はございますか」の声あり)

それでは、事務局案というお声がありましたので、御提案をさせていただきます。事務局といたしましては、前回の会長をお務めいただきました、\_\_\_\_委員に会長を、また、\_\_\_\_委員に副会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議なしとのことですので、会長は\_\_\_\_委員に、副会長は\_\_\_\_委員をお願いしたいと思います。\_\_\_\_委員と\_\_\_\_委員につきましても、御承知いただけますでしょうか。

(\_\_\_\_委員・\_\_\_\_委員 承諾)

それでは、拍手をもって御承認いただきますようお願いいたします。

(拍手)

ありがとうございます。それでは、会長、副会長にはお席をお移りいただき、御挨拶を頂戴したいと存じます。

(\_\_\_\_委員と\_\_\_\_委員は、それぞれ会長席と副会長席へ移動)

#### \_\_\_\_会長

改めましておはようございます。ただいま会長を拝命しました、\_\_\_\_と申します。先ほど御紹介いただきましたように、第1次計画の時に会長を務めさせていただきました。私事なのですが、今年の3月まで\_\_\_\_に勤めており、4月から\_\_\_\_に異動しました。今も\_\_\_\_を勤めており、時々水戸に来ております。

今回、特に防災指針が加わり、第2次計画を考えていくということです。私の専門が地理学で、少し専門的な視点で言うと、日本は国土の成り立ちから、世界的に見ても非常に災害になりやすい国です。特に都市部は水辺に歴史的な過程があります。川や海、港などの水辺の近くで栄え、さらに平坦なところに都市が広がっています。どうしても、水戸だけではなく日本中の都市、いろんな都市で災害のリスクがあります。災害のリスクをゼロにすることはできないので、どううまく付き合っていくかということが大事なのではないかと思っております。様々な分野の専門の皆様がいらっしゃいますので、今回の計画にいろいろ御意見、御協力をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 事務局

\_\_\_\_副会長お願いします。

#### \_\_\_\_副会長

はい。ただいま御説明がありました、\_\_\_\_をしております\_\_\_\_でございます。\_\_\_\_会長を補佐しながら一生懸命頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

#### 事務局

ありがとうございました。それでは、協議会規約第4条第2項の規定に基づきまして、ただいまからは、会長の進行により、会議を進めていただきます。\_\_\_\_会長、よろしくお願いいたします。

#### \_\_\_\_会長

それでは、次第に従いまして、会議を進行いたします。議事第2号「水戸市立地適正化計画（第2次）の策定について」、事務局から説明をお願いします。

#### 事務局

事務局より説明をさせていただきます。本市では、平成29年3月に、現行計画を策定

したところではありますが、今年度をもって計画期間が満了となるため、新たに第2次計画を策定するものでございます。

皆様には、計画の策定に関しての協議をさせていただきますが、本日は初めての会議となりますことから、立地適正化計画の概要と第2次計画の策定基本方針を説明した後、今回新たに追加する防災指針について説明してまいりたいと考えております。説明につきましては、配布資料を基に行いますが、同様の資料をスクリーンにも投影いたしますので、見やすい方で御覧いただければと思います。それでは、まずはじめに、資料1【立地適正化計画とは】と資料2【水戸市立地適正化計画（第2次）策定基本方針】を続けて御説明させていただきます。

（事務局より、資料1【立地適正化計画とは】及び資料2【水戸市立地適正化計画（第2次）策定基本方針】を説明）

#### \_\_\_\_会長

ありがとうございました。ただいま事務局より【立地適正化計画とは】及び【水戸市立地適正化計画（第2次）策定基本方針】についての説明がございましたが、ここまでで、何か御質問等ございますでしょうか。

#### \_\_\_\_委員

世界的に温暖化が少しずつ進んでいる。海面上昇をどこまで考慮してこの計画を考えているのか。例えば海面がかなり上がったとする。要するに居住可能な地域がいろいろ制限される。そういうことまで考慮しているのか、考慮していないのかということをお聞きしたい。

#### 事務局

海面上昇については、本計画では検討の対象にしておりません。今回、改定にあたりまして、次に説明させていただきます防災指針において、想定する災害を整理し、検討していきます。具体的には、洪水や津波、土砂災害等を検討してまいります。この後の御説明を聞いていただいて、また何かあれば御意見いただければと思います。

#### \_\_\_\_会長

よろしいでしょうか。おそらく海面上昇は長期的に見るともちろん問題なのですが、先ほど御説明があった通り10年、5年の計画であるため、影響は少ないと考えます。その他いかがでしょうか。

#### \_\_\_\_委員

今回第2次の計画策定ということですが、第1次の段階でも、昭和61年の大水害がございましたが、どうして防災の指針が第1次の中で計画の中に組み入れられてなかったのでしょうか。

#### \_\_\_\_会長

先ほどの資料の中でいうと、今回、初めて防災指針が計画に加わるという説明がありました。第1次の時には防災指針というものはありませんでしたが、会議の中では議論にあがりました。そこで、災害の危険性を踏まえて、区域をどう設定するのかという話が議論されました。

#### 事務局

事務局よりお答えいたします。第1次の計画策定の際に、区域の設定において浸水想定区域や土砂災害警戒区域などについて検討をいたしました。その後令和元年の台風などの災害があり、国において令和2年9月に都市再生特別措置法を改正し、そこで初めて防災指針を立地適正化計画に位置付けることが決まりました。本市では今回の計画見直しに合わせて、防災指針を追加することとなります。

#### \_\_\_委員

ありがとうございます。

#### \_\_\_会長

その他いかがでしょうか。はい。お願いいたします。

#### \_\_\_委員

はい。資料2の方なのですけれども、今回第2次の策定というのは、基本的にP.3の3(1)の①から④は今までのものを踏襲して、⑤を新たに追加するということによろしいのでしょうか。それと合わせて計画を令和15年度までにするという考え方でよいのでしょうか。

#### \_\_\_会長

はい。ありがとうございます。事務局からお願いいたします。

#### 事務局

ただいまの御質問にお答えいたします。P.3(1)に記載した主な構成ですが、こちらは、基本的には①、②、③、④の順番で計画の内容を展開していきたいと考えています。ただこの中身といたしましては、現計画を評価分析して、その結果を踏まえた上で内容の修正等を図っていくものでございます。⑤の防災指針については、新たに追加するものであるため、個別に特出しする形で記載しております。

#### \_\_\_会長

よろしいでしょうか。

#### \_\_\_委員

はい。かしこまりました。

#### \_\_\_会長

ありがとうございました。その他いかがでしょうか。この後の説明を聞いた後、全体を含めて御質問いただくことも可能ですので、続いて資料3【防災指針とは】と、【本市における災害】の御説明をお願いします。

(事務局より、資料3【防災指針とは】及び資料4【本市における災害】を説明)

\_\_\_\_**会長**

ありがとうございました。ただいま事務局より【防災指針とは】と、【本市における災害】についての御説明がございましたが、何か御質問・御意見等はございますでしょうか。お願いいたします。

\_\_\_\_**委員**

資料3のP.4の表の中に「マイ・タイムライン作成の支援」とありますが、他市町村では必要な方にマイ・タイムラインなど防災の避難計画を作る支援を行っているようなのですが、水戸市ではそのような計画作成の支援は行っているのでしょうか。

\_\_\_\_**会長**

立地適正化計画の中での具体的な計画はこれから議論するとして、現段階でもしそのようなものがあれば。現時点でそういった支援はあるのでしょうか。

\_\_\_\_**委員**

浸水想定区域内の要配慮者利用施設につきましては、避難確保計画の策定をお願いしております。マイ・タイムラインというところまではまだ言及はしておりませんが、避難確保計画をそれぞれの団体さんで策定していただくことになっております。

\_\_\_\_**委員**

それぞれの団体というのは要配慮者利用施設だと思うのですが、私は在宅の支援の仕事をしているので、例えばこの間、飯富地区の避難とかそういう研修みたいなものに地区の会の住民の方と参加したのですけれども、そこでは25人ぐらいそういう避難誘導が必要な方がいることを聞きまして、この方達に個別の計画が立てられていないと、それはそれで問題なのだろうなという認識を共有したくて今質問させていただきました。

\_\_\_\_**会長**

はい。お願いします。

\_\_\_\_**委員**

台風19号のときには、市の要請で移動困難な方にタクシーを出した経験がございます。おそらくそのような計画は策定されているのではないかと思います。

\_\_\_\_**委員**

すみません。先ほど団体のお話をしてしまったのですけれども、在宅の各個人の方でし

たら、避難行動要支援者ということで、支援者を登録していただきます。登録していただいた方には、個別避難計画を策定していただいて、こういった形で避難するかというのを、支援者の方と一緒に計画を策定していただいて、実際に災害が起きた際には連絡を取りまして、それで自力で避難できないときには、市の方でハイヤー・タクシー協会さんと協定を結んでおりますので、そちらと協力しながら迎えに行くというような対応をしている状況でございます。

#### \_\_\_委員

避難誘導が必要な方の名簿というのは、水戸市で管理されているというのはわかっているのですが、我々は、例えば、担当のケアマネージャーが必要だということで申請して、後から事業所が変わってしまう場合が実はあります。そのように今担当されている方が必要なのかがわからなくなってしまうことがあります。そういうところの情報の共有がもう少しスムーズにできればいいと思います。そこら辺も含めて検討していただけるとさらによいと思います。

#### \_\_\_委員

はい。今のお話は今回の立地適正化計画とは若干違う話になってしまうのですが、防災・危機管理課と福祉総務課の方で担当しておりますので、また別の機会にお話し合いさせていただければと思います。よろしくをお願いします。

#### \_\_\_会長

ありがとうございました。

#### \_\_\_委員

水戸市の立地計画ということなので、今後のコンパクトシティを目指すまちづくりと、今笠原もどんどん市街化が広がっていっています。ちょっとその辺の検討と、今後増えていく災害。ハザードマップがしっかりしていますので、その辺の避難についてどういう風な形で避難をさせるのか。城東地区、藤井町の方は、今後どんどん増えていくと思いますので。住民を移動するのも大変でしょうから。住民の方の避難を誘導する。災害からの誘導としてはっきりした避難場所を示していただければなと思っております。よろしくをお願いします。

#### \_\_\_会長

立地適正化計画の防災指針の中で、避難などについてこれからまだ議論するところではありますが、そういうリスクがあるところに居住誘導区域を設定する場合には、避難の体制をどうするかということが非常に大事です。現行計画においても、防災に関する策定が位置づけられているかと思います。

今回は、計画の説明や改定主旨についてということでしたが、これから評価分析をして、次の具体的な計画をどうしていくのかということが、次回に示されるということです。今回は基本的に水戸市がどういう災害リスクがあるかというところ。そこら辺の基本的なところを、まず最初に共通して皆さんに御理解いただくというような内容が主だ



ったのかなと思います。そのため具体的な計画の議論に関しては、次回ということになるかと思いますが、今日の内容に関してはよろしいでしょうか。

(各委員 承諾)

ありがとうございました。

それでは、本日予定されていた議事等は以上となりますが、本日の協議会全体を通して、改めて御質問・御意見等ございましたらお願いできればと思うのですがよろしいでしょうか。

(各委員 意見なし)

それでは以上をもちまして、令和5年度第1回水戸市都市再生協議会を終了させていただきます。皆様、長時間にわたる議論、大変お疲れ様でした。

#### **事務局**

\_\_\_\_会長、委員の皆様、本日はありがとうございました。次回の協議会につきましては、来年2月頃を予定しておりますので、よろしく申し上げます。